

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程、国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程又は国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 2 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 3 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

- 第4条 基本給は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。
- 2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
 - 3 賞与は、第19条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
 - 4 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
 - 5 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
 - 6 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。
 - (1) 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - (2) 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 共済組合保険料
 - (4) 雇用保険料
 - (5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第36条から第38条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表(別表第1)

ア 一般職基本給表(一)

イ 一般職基本給表(二)

(2) 教育職基本給表(別表第2)

ア 教育職基本給表(一)

イ 教育職基本給表(二)

(3) 医療職基本給表(別表第3)

ア 医療職基本給表(A)

イ 医療職基本給表(B)

(4) 指定職基本給表(別表第4)

2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(昇給)

第14条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものと

する。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第15条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第16条 教職員が就業規則第32条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第17条 教職員が現に受けている号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第18条 就業規則第17条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者の従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

- 第19条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
 - 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

- 第20条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。
- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

- 第21条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。
- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
 - 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第22条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

- 2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が基本給月額100分の4.5を超えるときは、基本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者を除く。)に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当及び第11条第4号に規定する指定職基本給表に定める指定職の基本給には、第38条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第40条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者に限る。)に対しては、月額50,800円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、これを支給しない。

- 2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障がい者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、前項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第27条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

2 地域手当の月額、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	那珂郡東海村	100分の12
大阪府	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、枚方市、箕面市	100分の12

(住居手当)

第28条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあつては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあつては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、支給単位期間(大学が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。

- 3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 5 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第30条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第31条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高压ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第32条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第33条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
 - (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第34条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高压の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。))に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第29条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第35条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第35条の3 夜間診療等手当は、次項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員(教育職基本給表(一)の適用者にあつては、医師免許証又は歯科医師免許証を有するものに限る。)のうち医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分及び当該教職員に適用される基本給表に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	基本給表	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	教育職基本給表(一)	15,000円
	医療職基本給表(A)	4,500円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	教育職基本給表(一)	7,300円
	医療職基本給表(A)	2,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	6,400円
	医療職基本給表(A)	1,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	4,400円
	医療職基本給表(A)	1,300円

(緊急診療等呼出手当)

第35条の4 緊急診療等呼出手当は、教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、教育職基本給表(一)の適用者であつて医師免許証若しくは歯科医師免許証を有する者又は医療職基本給表(A)若しくは医療職基本給表(B)の適用者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき3,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第35条の5 災害派遣医療等手当は、教職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第4条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。

- 3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第36条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第37条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第38条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)。

(宿日直手当)

第39条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第39条の2 第23条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第40条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。)を受けたときは、これを控除した額)を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第41条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第42条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)
- 3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第27条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。
(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)
- 4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第28条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)
- 5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)
- 6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(休職期間中の給与に関する経過措置)
- 7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第40条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。
(経過措置に係る支給日)
- 8 前5項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。
(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)
- 9 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)
- 10 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していたものについては、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第23条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。
(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)
- 11 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者を含む。)については、第6条及び第14条第1項の規定は適用しないものとする。
(入試手当に関する特例)
- 12 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(指定職の適用を受けている者及び管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前のおける類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(特別赴任手当に関する特例)
- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第23条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員
(加給金額に関する経過措置)
- 9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。
(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)
- 10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)
- 11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)
- 12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第14条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。

- 13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。
(地域手当に関する経過措置)
- 14 第27条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として第23条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。
(管理職手当に関する経過措置)
- 3 第24条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員(以下「同一基本給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日において占めていた職責区分(以下「旧職責区分」という。)に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員) 同日にその者が受けていた管理職手当額
 - (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。) 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることと

なった教職員の特例措置)

- 2 平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成 23 年 11 月 28 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、第 36 条から第 38 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務 1 時間当たりの手当の額(その額を 8 で除した額)を同条第 1 項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第 33 条第 1 項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成24年4月1日における号俸を1号俸(ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあつては、2号俸)上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。
(教職員の基本給等に係る特例)
- 2 第10条の規定による基本給の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、基本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第4項から第6項までの規定による基本給を含む。)から、当該基本給月額(教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まない。以下同じ。)に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割 合
一般職基本給表(一)	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表(二)	1～ 3級	100分の4.77
	4～ 5級	100分の7.77
教育職基本給表(一)	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表(二)	1～ 2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表(A)	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表(B)	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第24条の規定による管理職手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第27条の規定による地域手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額(附則(平成18年4月1日施行)第15項の規定による地域手当の月額を含む。)から、次の各号に定める額を減ずる。
 - (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。
 - (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第40条の規定による休職期間中の給与の支給に当たっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。
 - (1) 第40条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
 - (2) 第40条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第40条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 7 前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(平成26年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 項の規定は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
(基本給月額に関する経過措置)
- 2 平成 27 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員で、その者が受ける第 11 条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額(以下「暫定基本給月額」という。)に達しない者については、平成 30 年 3 月 31 日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第 6 項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前 2 項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前 2 項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 前 3 項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

- 6 前 4 項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第 2 項から第 5 項までの規定による基本給を支給することができるものとする。

(平成 27 年 1 月 1 日における昇給に関する特例)

- 7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(平成 27 年 4 月 1 日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。))の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(平成 28 年 4 月 1 日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。))の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する経過措置)
- 2 第26条に規定する扶養手当は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、同条第1項の規定にかかわらず、同項ただし書を適用しない。
- 3 第26条第3項の規定にかかわらず、次の各号に定める期間においては、同項を当該各号に定めるものとそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。
- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1人につき10,000円、扶養親族たる子については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)とする。
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(平成29年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成30年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成30年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第28条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
(平成31年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項本文の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。
(住居手当に関する経過措置)
- 3 第1項ただし書に規定する施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において改正前の第28条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める教職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第28条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第28条第1項に該当しないこととなる教職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第28条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則
この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1 一般職基本給表(第11条関係)
ア 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

イ 一般職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	—	183,600	205,200	251,500	280,000
2	—	185,100	206,400	252,700	281,900
3	—	186,600	207,800	253,800	283,500
4	—	188,000	209,100	254,900	285,200
5	—	189,200	210,400	255,800	287,000
6	—	190,700	211,800	257,000	288,600
7	—	192,100	213,200	258,100	290,200
8	—	193,400	214,600	259,300	291,800
9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

別表第2 教育職基本給表(第11条関係)

ア 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,500	23,800	25,400	30,000
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500
9	191,600	233,900	298,200	347,400	424,200
10	194,400	236,300	300,700	350,300	426,700
11	197,100	238,700	303,100	353,400	429,000
12	199,800	241,100	305,700	356,700	431,300
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600
21	217,100	264,600	324,100	376,500	450,700
22	219,000	267,600	326,500	378,400	453,000
23	220,900	270,500	329,100	380,400	455,400
24	222,800	273,400	331,900	382,100	457,700
25	224,600	276,200	333,900	383,500	459,700
26	226,700	278,800	335,900	385,300	461,900
27	228,800	281,300	338,000	387,100	464,000
28	230,900	284,000	340,400	389,000	466,200
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500
39	251,700	308,700	362,500	406,900	489,400
40	253,400	310,400	364,400	408,400	491,300
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800
45	260,800	315,500	373,600	415,300	500,700
46	262,300	316,500	375,400	416,900	502,500
47	263,900	317,300	376,900	418,300	504,300
48	265,200	318,300	378,700	419,900	506,200
49	266,700	319,200	380,200	421,300	507,900
50	267,400	320,100	381,800	422,600	509,600
51	268,100	320,900	383,400	423,900	511,400

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
52	269,000	321,700	385,100	425,200	513,300
53	269,800	322,900	386,200	425,900	514,900
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500
55	271,300	324,500	389,100	427,800	518,200
56	272,100	325,300	390,700	428,700	519,800
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200
61	276,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	280,300	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,000	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,000	335,900	405,000	439,100	531,800
68	282,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		
103	308,800	361,200	422,800		
104	309,400	361,700	423,100		
105	309,800	362,200	423,400		
106	310,200	362,600	423,800		
107	310,500	363,100	424,100		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
108	310,900	363,600	424,400		
109	311,100	364,000	424,700		
110	311,500	364,500	425,000		
111	311,900	365,000	425,300		
112	312,300	365,400	425,600		
113	312,600	365,800	425,900		
114	313,000	366,200	426,200		
115	313,300	366,700	426,500		
116	313,600	367,100	426,800		
117	313,900	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,500	369,500			
123	315,800	370,000			
124	316,100	370,300			
125	316,400	370,700			
126	316,600	371,200			
127	316,900	371,700			
128	317,300	372,100			
129	317,600	372,500			
130	317,900	373,000			
131	318,300	373,500			
132	318,500	374,000			
133	318,700	374,500			
134	319,000	375,000			
135	319,300	375,500			
136	319,500	376,000			
137	319,800	376,500			
138	320,000	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				
150	324,000				
151	324,300				
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者(2級該当者は助教の職にあるものに限る。)については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	183,200	217,800	277,100
2	185,700	219,900	280,100
3	188,300	221,900	282,900
4	191,000	224,000	285,700
5	193,700	225,900	288,500
6	196,500	227,900	291,100
7	199,300	230,000	293,400
8	202,200	232,000	295,800
9	205,000	234,200	298,200
10	208,000	236,600	300,800
11	210,900	239,000	303,200
12	213,800	241,400	305,800
13	216,400	243,400	308,000
14	218,100	245,700	310,000
15	219,900	248,000	312,100
16	221,600	250,300	313,800
17	223,300	252,500	316,200
18	225,000	255,600	318,700
19	226,800	258,700	321,100
20	228,400	261,800	323,500
21	230,300	264,600	325,900
22	232,200	267,600	328,700
23	234,200	270,500	331,400
24	236,200	273,400	334,500
25	237,800	276,200	337,200
26	239,700	278,800	339,800
27	241,600	281,300	342,400
28	243,600	284,000	345,200
29	245,300	286,800	348,000
30	247,200	289,000	350,500
31	249,200	291,000	352,800
32	251,200	293,200	355,100
33	253,000	295,000	357,500
34	255,000	297,100	359,500
35	256,900	299,300	361,600
36	258,800	301,200	363,500
37	260,200	303,200	365,500
38	261,800	305,000	367,600
39	263,300	306,700	369,800
40	264,900	308,500	372,000
41	266,500	310,100	374,200
42	267,700	312,200	376,200
43	268,600	314,300	378,300
44	269,700	316,700	380,400
45	270,600	318,700	381,900
46	271,500	320,700	383,900
47	272,200	322,800	385,700
48	272,900	325,100	387,700
49	273,800	327,400	388,600
50	274,400	329,800	390,400
51	275,100	331,900	392,000
52	275,900	333,900	393,800
53	276,800	336,100	394,800
54	277,500	337,800	396,400

職務の級	1級	2級	3級
55	278,400	339,600	397,900
56	279,300	341,200	399,600
57	280,100	342,900	400,900
58	281,300	344,800	402,600
59	282,200	346,500	404,200
60	283,600	348,500	405,800
61	284,600	350,300	407,100
62	286,000	352,100	408,700
63	287,100	354,000	410,200
64	288,200	355,800	411,800
65	289,300	357,500	413,200
66	290,400	359,400	414,200
67	291,600	361,100	415,200
68	292,700	362,900	416,100
69	293,800	364,400	417,100
70	294,700	366,100	418,100
71	295,700	367,800	419,200
72	296,700	369,500	420,100
73	297,800	370,800	420,800
74	298,800	372,400	421,600
75	299,900	373,800	422,600
76	301,000	375,400	423,600
77	301,700	377,000	424,600
78	302,600	378,700	425,600
79	303,400	380,200	426,600
80	304,300	381,900	427,500
81	305,000	383,400	428,200
82	305,900	384,800	429,100
83	306,800	386,400	430,000
84	307,700	388,000	430,800
85	308,100	389,000	431,700
86	308,800	390,300	432,500
87	309,500	391,700	433,300
88	310,400	393,100	434,200
89	311,300	394,400	434,900
90	312,100	395,500	435,400
91	312,900	396,600	436,000
92	313,600	397,800	436,400
93	314,300	398,600	436,900
94	315,000	399,700	437,400
95	315,700	400,800	437,800
96	316,400	401,800	438,200
97	316,800	402,700	438,400
98	317,200	403,700	438,800
99	317,600	404,700	439,100
100	318,000	405,600	439,400
101	318,300	406,400	439,700
102	318,700	407,400	
103	319,000	408,400	
104	319,400	409,400	
105	319,800	410,000	
106	320,300	410,700	
107	320,800	411,400	
108	321,300	412,000	
109	321,700	412,500	
110	322,200	412,900	
111	322,600	413,200	
112	323,100	413,500	

職務の級	1級	2級	3級
113	323,400	413,700	
114	323,900	414,000	
115	324,300	414,300	
116	324,800	414,600	
117	325,100	414,800	
118	325,500	415,100	
119	326,000	415,400	
120	326,500	415,600	
121	326,700	415,800	
122	327,100	416,100	
123	327,600	416,400	
124	327,900	416,600	
125	328,100	416,800	
126	328,400		
127	328,900		
128	329,300		
129	329,500		
130	329,900		
131	330,400		
132	330,800		
133	331,000		
134	331,400		
135	331,900		
136	332,200		
137	332,500		
138	332,900		
139	333,300		
140	333,700		
141	334,100		

別表第3 医療職基本給表(第11条関係)
ア 医療職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					

イ 医療職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

別表第4 指定職基本給表(第11条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

別表第5(第23条関係)適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	1
	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額(第23条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,300円

オ 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7 管理職手当額(第24条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額(円)
一般職基本給表(一)	8	Ⅱ種	94,000
	7	Ⅱ種	88,500
	6	Ⅱ種	83,100
		Ⅲ種	72,700
		Ⅳ種	62,300
	5	Ⅲ種	69,400
		Ⅳ種	59,500
教育職基本給表(一)	5	Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
		Ⅳ種	80,200
		Ⅴ種	66,800
		Ⅵ種	42,800
	4	Ⅳ種	68,800
		Ⅴ種	57,300
医療職基本給表(A)	8	Ⅳ種	72,600
	7	Ⅳ種	65,700
	6	Ⅳ種	62,300
	5	Ⅳ種	58,900
医療職基本給表(B)	7	Ⅱ種	88,300
		Ⅲ種	77,300
	6	Ⅱ種	86,700
		Ⅲ種	75,800
	5	Ⅱ種	79,000
		Ⅲ種	69,100
		Ⅳ種	59,200
	4	Ⅳ種	53,700

別表第8 医師等調整手当(第25条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400
35年以上	0